

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第6号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項健康福祉部健康づくり推進課中「地域保健活動担当」の次に「歩こう担当」を加え、同部介護保険課中「給付指導担当」を「給付担当 事業者指導担当」に改める。

第4条市民経済部市民課に次の2号を加える。

(28) 中長期在留者住居地届出等に関する事。

(29) 通知カード及び個人番号カードに関する事。

第4条健康福祉部健康福祉総務課第28号中「要援護者支援対策ネットワーク事業」を「災害時避難行動要支援者対策事業」に改め、同部介護保険課第4号中「介護保険給付」を「介護保険の給付」に改め、同課中第11号を削り、第10号を第11号とし、同課第9号中「介護保険サービス提供事業者」を「介護保険のサービス提供事業者」に改め、同号を同課第10号とし、同課第8号中「介護保険サービス提供事業者」を「介護保険のサービス提供事業者」に改め、同号を同課第9号とし、同課第7号の次に次の1号を加える。

(8) 介護保険のサービス提供事業者の指定等に関する事。

第4条健康福祉部介護保険課第16号中「係る情報記録に」を削り、同課中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同課第24号中「介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく認定」を「介護保険の要介護認定等」に改め、同号を同課第23号とし、同課中第25号を第24号とし、同部高齢福祉課第2号中「高齢者の地域ケア体制整備」を「地域包括ケアシステムの構築」に改め、同課第3号中「高齢者の介護予防」を「介護予防・生活支援サービス事業（高齢福祉関連）」に改め、同課中第16号を第24号とし、6号から15号までを8号ずつ繰り下げ、第5号を削り、第4号を第13号とし、第3号の次に次の9号を加える。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業（ケアマネジメントB）に関する事。

(5) 一般介護予防事業に関する事。

(6) 地域包括支援センターに関する事。

(7) 認知症施策総合支援に関する事。

(8) 在宅医療・介護連携推進に関する事。

- (9) 生活支援体制整備に関すること。
- (10) 地域ケア会議に関すること。
- (11) 家族介護支援事業に関すること。
- (12) 高齢者の地域における自立した日常生活の支援に関すること。

第4条健康福祉部障がい福祉課第2号中「保育家庭課」を「すくすく子育て課」に改め、同条子ども部すくすく子育て課中第22号を第23号とし、第10号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 子育て世代包括支援センターに関すること。

第4条文化スポーツ部図書・学び交流課に次の2号を加える。

- (25) 文化創造拠点の総合調整に関すること。
- (26) 文化創造拠点運営審議会に関すること。

第4条街づくり計画部街づくり総務課中第23号を第25号とし、第16号から第22号までを2号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の2号を加える。

- (16) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく被相続人居住用家屋等確認申請書の確認に関すること。
- (17) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づく立地適正化計画(立地適正化計画の区域内における届出等に関するものを除く。)に関すること。

第4条街づくり計画部建築指導課第11号中「(昭和32年法律第26号)」を削り、同課中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同部街づくり計画課中第26号を第27号とし、第13号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の区域内における届出等に関すること。

第4条街づくり計画部渋谷土地区画整理事務所事業管理課中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項第20号中「受付」の次に「及び受給資格証明書の交付」を加え、同項第21号を削り、同項第22号中「訂正」を「再交付申請書の受付」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第23号を第22号とし、第24号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の2号を加える。

- (27) 中長期在留者等の住居地届出に関すること。
- (28) 通知カード及び個人番号カードに係る諸届の受付に関すること。

第6条第2項中「第25号」を「第24号」に改める。

第17条第1項地域医療連携室中「地域医療連携室」を「患者サポートセンター」に、「地域医療連携科 地域医療連携担当」を「地域連携科 地域連携・相談支援担当」に改め、同項事務局病院総務課中「 経理担当」を削り、同条第2項中「地域医療連携室」を「患者サポートセンター」に、「地域医療連携科」を「地域連携科」に改め、同項地域医療連携室地域医療連携科に次の2号を加える。

(4) 入院の受付に関すること。

(5) 病床管理に関すること。

第17条第3項病院総務課第2号中「総合企画」を「総合調整」に改め、同課中第18号から第26号までを削り、第27号を第18号とし、第28号から第32号までを9号ずつ繰り上げ、第33号を削り、第34号を第24号とし、第35号から第38号までを10号ずつ繰り上げ、同課に次の1号を加える。

(29) 入院患者に対する面会人の受付及び案内の総括に関すること。

第17条第3項医事課中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を削り、同課第10号中「外来患者」を「外来」に改め、同号を同課第8号とし、同課中第11号を第9号とし、第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、第16号を削り、同項経営戦略室第1号中「経営企画」を「総合企画」に改め、同室に次の10号を加える。

(3) 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。

(4) 現金及び有価証券の出納に伴う証拠書類の整理保管に関すること。

(5) 業務状況の公表に関すること。

(6) 予算の編成及び執行管理に関すること。

(7) 決算に関すること。

(8) 資金計画及び一時借入金に関すること。

(9) 出納取扱い金融機関に関すること。

(10) 職員の給与支給に関すること。

(11) 前渡金等の清算に関すること。

(12) 企業債に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。